

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月30日

【会社名】 株式会社サンリツ

【英訳名】 SANRITSU CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 三浦 康英

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目12番32号

【電話番号】 03(3471)0011(代)

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 管理本部長 田中 光晴

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目12番32号

【電話番号】 03(3471)0011(代)

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 管理本部長 田中 光晴

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金16円 総額96,039,952円

剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、定款第2条（目的）を変更するものであります。

コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、業務執行を担当しない取締役との間で責任限定契約を締結できるよう、定款第26条（損害賠償責任の一部免除）を変更するものであります。この変更については、監査役全員の同意を得ております。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

三浦正英、三浦康英、平輪貢、田中光晴、尾留川一仁及び松尾学を取締役（監査等委員であるものを除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

篠田易男、山崎公敬及び稲永誠を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

田中庸介を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、監査等委員会設置会社に移行すること、及び昨今の社会情勢の変化や経営管理体制の一層の強化等諸般の事情を考慮いたしまして、年額2億5千万円以内とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員会設置会社に移行すること、及び昨今の社会情勢等諸般の事情を考慮いたしまして、年額5千万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	38,718	172	0	(注)1	可決 90.97
第2号議案 定款一部変更の件	38,701	189	0	(注)2	可決 90.93
第3号議案 取締役(監査等委員で あるものを除く。) 6名選任の件					
三浦正英	36,531	2,359	0	(注)3	可決 85.83
三浦康英	36,870	2,020	0		可決 86.62
平輪貢	37,791	1,099	0		可決 88.79
田中光晴	38,337	553	0		可決 90.07
尾留川一仁	37,795	1,095	0		可決 88.80
松尾学	38,435	455	0		可決 90.30
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
篠田易男	37,720	1,170	0	(注)3	可決 88.62
山崎公敬	38,505	385	0		可決 90.47
稲永誠	38,528	362	0		可決 90.52
第5号議案 補欠の監査等委員で ある取締役1名選任 の件				(注)3	
田中庸介	34,249	4,641	0		可決 80.47
第6号議案 取締役(監査等委員で あるものを除く。)の 報酬額設定の件	38,333	557	0	(注)1	可決 90.06
第7号議案 監査等委員である取 締役の報酬額設定の 件	38,468	422	0	(注)1	可決 90.38

(注)1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。